

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格】</p> <ul style="list-style-type: none">①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理②被保険者証の交付③受給資格証明書等の各種証明書の交付 <p>【保険料】</p> <ul style="list-style-type: none">①世帯構成、課税状況及び生活保護受給状況等により保険料の賦課決定及び通知②保険料の徴収及び滞納整理③国民健康保険団体連合会に対し特別徴収の依頼処理及び異動情報の作成・送信作業④被保険者の資格喪失に伴う保険料の還付決定及び通知⑤被災等による保険料等の減免決定及び通知⑥滞納者に対する給付制限の決定及び通知 <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none">①要支援・要介護認定申請等の受付②認定調査員による調査の実施及び調査内容に基づく要介護度の1次判定③1次判定の結果を認定審査会に通知④認定審査会の審査判定結果に基づく要介護(要支援)認定及び通知 <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none">①高額介護サービス費等各種給付の決定及び通知②他の法令による給付との調整③低所得者等に対する負担限度額の決定及び通知④低所得者等に対する利用者負担の減免決定及び通知 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">①情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う。
③システムの名称	・MCWEL介護保険 ・Acrocity介護保険 ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項
--------	------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117項</p> <p>【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二の93, 94, 95項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町総務課行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町福祉保健課 介護保険係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3925

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-4②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 [1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 117]の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の93, 94, 95項	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 [1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 117]の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の93, 94, 95項	事後	
平成29年6月30日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 (2)所属長	福祉保健課長 文達 正己	課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	II-1 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月16日	II-1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年7月16日	II-2 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年10月15日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項	事後	
令和3年10月15日	II-4 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1, 2, 3, 4, 6, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 46, 47条 【情報照会の根拠】 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の93, 94, 95項 2. 別表第二省令 ・第46, 47条	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二の93, 94, 95項	事後	
令和3年10月15日	II-1 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II-2 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	